

## フランスにおける専門職民事会社の法的性質

白石裕子

### 一 はじめに

わが国では、医師、弁護士および公証人などの専門的自由業者は、複数でその職務を行おうとする場合には、共同事業形態（例えば共同診療所、共同事務所、または共同役場など）を採り得るのみで、公認会計士による監査法人などの例外を除き、専門的自由業者のみが構成員として参加する法人または会社を設立することは認められていない。<sup>(1)</sup>

フランスにおいては、こうした専門的自由業者は、専門職民事会社（société civile professionnelle）または自由職会社（société d'exercice libéral）を設立することが認められている。前者は言うまでもなく民事会社形態であり、後者は商事会社形態である。いずれにしても、このような会社形態の法人の設立を認めることにより、大規模でより強力な協力態勢および人的・物的設備の効率的な利用が可能となり、その事業活動の発展が期待できるようになる。本稿は、フランスにおける専門職民事会社の特質についていくつかの側面から検討し、いずれは、規制緩和等により激しい国際競争にさらされる可能性のあるわが国の専門的自由業者について、法人としての結合形態の可能性を探ろうと試みるものである。<sup>(2)</sup>

(1) 医療法三九条以下に基づいて設立される医療法人(社団または財団)は、法人自らの名において医療行為を行うが、その社員(社団の場合)は必ずしも医師である必要はなく、医師は法人と雇用関係にあることが多い。また、建築士法二七条の二以下において定める指定法人は、建築事務所業務に関する指導および勧告などを行う団体であり、その構成員は建築士である必要はなく、団体自身も建築士の業務を行うものではない。弁護士法三一条以下に定める弁護士会も、弁護士の品位保持、弁護士事務の改善・進歩を図るため、弁護士の指導・監督を行う目的で組織される法人であり、それ自体が弁護士活動をするものではない。

(2) 現在、監査法人の設立が認められている公認会計士については、外国の公認会計士(監査法人)の活動が認められており(公認会計士法三四条の二、商法特例法四条一項)、すでに外国の巨大監査事務所(いわゆるビッグ・シックスなど)との競合関係が生じている。

## 二 専門職民事会社の概要

### 1 定義

前述のごとく、専門職民事会社は、民事会社(société civile)<sup>(3)</sup>の範疇に属する。民事会社とは、契約により、利益を分配しまたはそこから生じる経済的利益を受ける目的で、財産または労務を共同事業に出資することに合意した二人以上によって設立される団体(フランス民法典(以下これを民法典という)一八三二条一項)のうち、商行為以外を目的とする団体で、営利目的の団体を言う。<sup>(4)</sup>

専門職民事会社とは、その地位が法令により定められている専門的自由業、またはその資格が法令により保障されている専門的自由業を営む自然人、ならびに公署官(officier public)<sup>(5)</sup>および裁判所補助吏(officier ministériel)<sup>(6)</sup>が設立することのできる法人である(専門職民事会社に関する一九六六年一月二九日の法律第六六―八七九号(以下これを六六六年法という)一条一項)。この会社は、構成員の共通の専門職を共同で営業することを目的とする(同条二項)。

例えば、医師、弁護士、公証人または会計監査役などがこの会社を設立することができる。

専門職民事会社は、さらに、通常の専門職民事会社と特殊な専門職民事会社に分けることができ、後者には、協同組合型専門職民事会社 (société civile professionnelle à statut coopératif 同法三七条)、手段会社型専門職民事会社 (société civile professionnelle de moyens 同法三六条) および複合型専門職民事会社 (société civile interprofessionnelle 同法二条一項) がある。協同組合型専門職民事会社とは、一九四七年九月一〇日の法律第四七一―七七五号 (一九九二年七月一三日の法律第九二―六四三号により改正) によって、すでに設立が認められていた協同組合型を採用して専門職民事会社を設立するもので、同法に抵触しない範囲で六六年法の適用を受ける会社である (六六年法三七条一項)。手段会社とは、各自独立して活動する社員に有益な手段またはサービスを提供することだけをその目的とする会社であり、会社自身がその専門職を行うことはない。社員はこれらの手段を共同で利用することにより、資金の節約が可能となる。会社は、事務所、設備、秘書、経理上のサービスおよび情報サービスなどを提供する。<sup>(8)</sup> 通常の専門職民事会社が自然人たる社員によって構成されるのに対して、手段会社型の場合には、法人も社員となることができる (同法三六条一項)。複合型専門職民事会社とは、依頼人の多様なニーズに対応できるように、異なる複数の専門職の社員を集合させて設立される会社である。<sup>(9)</sup>

## 2 歴史的沿革

法令による規制を受ける専門的自由業者は、前記専門職民事会社に関する六六年法によって、会社を設立することができる。同法の制定以前は、公認会計士 (expert-comptable)、公認計理士 (comptable agréé) および公認仲買人 (agent de change) 以外は会社を設立することができなかった。同法は、共同してその営業活動を行いたいと希望する

専門的自由業者に、包括的に利用できる会社形態を提供した最初の法律である。<sup>(10)</sup> 同法の公布により、爾後、個人で専門職を営業するよりは、専門職民事会社形態で行う方が有利であると、そのメリットが強調された。<sup>(11)</sup>

しかし、六六年法の限界もまた次々と指摘された。まず、専門職民事会社は、強行規定が多く柔軟性にかける点である。そのため、定款などによる社員の自由な意思決定の余地がほとんど認められない。また、会社の債務について、社員は無限連帯責任を負わなければならない(同法一五条一項前段)。この無限連帯責任は、民事会社であるための必然的な結果であると説明されている。<sup>(12)</sup> したがって、会社が支払い停止の状態に陥ると、各社員の意向とは無関係に、裁判上の更生(redressment judiciaire)または裁判上の清算(liquidation judiciaire)手続きが開始することになる(一九八五年一月二五日の法律第九八号二条一項)。

さらに、専門職民事会社は、外部からの資金調達を認められない(民法典一八四一条、六六年法一〇条一項前段)<sup>(13)</sup>。また、課税については、法人格は否認され、個人の資格で活動する場合と同様に、会社の利益のうち、社員の受けるべき分配部分につき課税される(六六年法三五条一項)<sup>(14)</sup>。

以上の理由から、専門的自由業を営む者たちは、商事会社を設立できるように望むようになったが、特に医療および医療補助の分野における人々に顕著であった。かつて、公認会計士および法律助言士(conseil juridique)に関しては商事会社の設立が認められていたことも、そうした要望を盛り上げる根拠となったが、直ちにこうした要望に応えようという立法の動きはなかった。その理由は、商事会社の性格と、専門的自由業の職業倫理および顧客との人的な信頼関係とは相いれないと考えられていたからである。<sup>(15)</sup> それでも、徐々に、各専門職に関する特別法によって個別的に商事会社の設立が認められるようになった。<sup>(16)</sup>

一九九〇年に自由職会社に関する法律が制定され、専門的自由業者一般は、自由職会社という商事会社を設立できる

ようになった（一九九〇年一月三十一日の法律第九〇―一二五八号一条）。但し、各専門職についての施行デクレが公布されていることが設立の条件となる。<sup>(17)</sup> 爾後、専門的自由業者および特殊な公務員は、専門職民事会社または自由職会社のどちらかを選択することができる訳であるが、後者は、前者より柔軟な制度と言える。例えば、自由職会社は、株式合資会社、有限会社および株式会社の中から社員に都合のよい形態を選択することができる（同法一条一項）、さらに、法律専門職および裁判所専門職を除いて、外部資金の調達を認めている（同法六条）。したがって、大規模な事務所、医療施設、統計・分析センターなどを必要とする分野、あるいは多額の投資をしなければならぬ分野においては、自由職会社は、専門職民事会社と大いに競合する可能性があると思われる。<sup>(18)</sup> そのうゑ、自由職会社は、一九九九年の改正により、一人会社の設立も可能となったため、さらに利用しやすくなるのではないだろうか。<sup>(19)</sup>

### 3 適用規定

専門職民事会社については、その基本法である六六年法によって規制されるが、同法の適用を受けるためには、自由職会社と同様、その職業のための施行デクレが公布されていることが必要である（同法一条四項<sup>(20)</sup>）。また、すべての形態の会社に適用される、民法典第三部第九編の会社に関する規定のうち、第一章の総則（一八三二条以下）に関する規定および第二章の民事会社に関する規定（一八四五条以下）にも従わなければならない。但し、その民法の規定が、これらの会社を規制する個別の法の規定に抵触する場合は、適用されない（民法典一八三四条、一八四五条一項、六六年法三〇条）。

(3) 専門職民事会社に関する参考文献としては、Yves GUYON, *Sociétés civiles professionnelles, Répertoire Dalloz de droit civil*, 2<sup>e</sup> フランスにおける専門職民事会社の法的性質

éd. 1994. Jacques RICHARD, *L'application de la loi du 4 janvier 1978 aux sociétés civiles professionnelles*, J. C. P., éd. C. I., 1979. 7585. Michel JEANTIN, *L'influence de la loi du décembre 1990 sur le statut des sociétés civiles professionnelles*, J. C. P., 1991. I. 3520. Francios TERRÉ, *Les sociétés civiles professionnelles*, J. C. P., 1967. I. 2103. *La révision de la loi sur les sociétés civiles professionnelles*, J. C. P., 1973. I. 2554. Jean-Claude GOLDSMITH, *A propos du projet de loi sur les sociétés civiles professionnelles*, D. 1966, *chron.*, pp. 37 et s. Olivier RENAULT et Raymond POUGET, *Aspects Fiscaux de la restructuration des professions libérales*, J. C. P., éd. E., 1993. I. 289. Francis LEFEBVRE, *Mémento Pratique, Sociétés civiles*, 1999. また「わが国における文献としては、民事会社に関するものとして、山本圭一『フランス企業法序説』東京大学出版会一九六九年。納谷雅城「団体債権者に対する団体構成員の無限責任—フランスにおける民事会社を参考にして—」早稲田法学会誌四七卷、一九九七年、一五九頁以下。奥島孝康「フランス私法人基本法の成立—民法典第三編第九章の大改正について—」判例タイムズ四二七号、一九八一年、四六頁以下。

- (4) 民事会社の目的である民事活動としては、農業、鉱業、知的活動（文学、音楽、美術および映画など）、専門的自由業（医師、歯科医師、建築家など）、不動産取引および協同組合の六種類である（F. LEFEBVRE, *supra note* (3), n°30）。フランスでは、団体性の度合いによる区別を行わなかったため、民事会社の中には、わが国の組合および社团も含まれる。このため、山本教授は、「sociétéを「営利組合」、société civileを「民事的営利組合」と訳されている（山本前掲書注(3)、一三頁、二七頁）。
- (5) 証書に公署する権限を有する者に与えられている資格（例、身分吏たる市町村長、公証人、商事裁判所書記、執行吏）（フランス法律用語辞典、三省堂、中村紘一他監訳より）。
- (6) 公権力により終身的に与えられる官職株の名義人で、その官職株の後任者を推薦する権利を有する（例、代訴人、公証人、商事裁判所書記、執行吏、動産競売人）（同上書注(5)より）。
- (7) この法律は、一九七二年一月二三日の法律第七二——一五一号および一九九〇年一月二三日の法律第九〇——一二五八により改正されている。
- (8) Maurice COZIAN et Alain VIANDIER, *Droit des sociétés*, 7<sup>e</sup> éd, 1994, Litec, n°1522. GUYON, *supra note* (3), n°1.
- (9) 現在、複合型専門職民事会社は存在しない（F. LEFEBVRE, *supra note* (3), n°9521）。ただ、将来的には、弁護士、公証人および公認会計士を結合する「法律顧問会社」の設立も考えられうるが、各専門職の独自性およびそれらの者の優越意識ゆえに、その交渉ははなはだ困難であろうとの指摘もなされている（M. COZIAN et A. VIANDIER, *ibid.*）。
- (10) Y. GUYON, *supra note* (3), n°4.
- (11) 例えば、賃借人に転貸または賃借権の譲渡を禁じている規定（一九四八年九月一日の法律第四八——一三六〇号第七八条）を、専門

職民事会社について適用を除外し（六六〇年法三三三一条一項）、会社にとって必要な設備の確保を容易ならしめている（F. TERRÉ, *supra note* (3), *Les sociétés civiles professionnelles*, n°s201 et s.)。

(12) M. COZIAN et A. VIANDIER, *supra note* (7), n°1522. なお、フランスにおける民事会社と社員の無限責任の関係については、納谷雅城、前掲書注（3）参照。

(13) 同規定は、設立に際して、全持分の社員による引受を定めるものであるが、資本の増加に際しては、第三者に新たに持分を割当てることのできるが、この場合には、議決権の四分の三以上を有する社員の承認を得なければならず、専門職によっては、司法大臣の許可を得なければならぬものもある（例えば、公証人、代訴士（*avoué*）など）（F. LEFFEBVRE, *supra note* (3), n°9290）。

(14) 利益の分配に関しては、六六〇年法は、民法典（一八四四条の一、一項）の例外を定め、定款は出資の割合と異なる分配方法を定めることができ（六六〇年法一四二条二項）、その定めがないときは、社員は、平等な割合で利益の分配にあずかることができる（同条三項）としている。

(15) Y. GUYON, *supra note* (3), n°5.

(16) 建築士について、一九七七年一月三日の法律第七七二二条、一二条および一三条。医療分析検査士について、公衆衛生法七五四条から七五六条。工業所有権鑑定士について、一九九〇年一月二六日の法律第九〇一〇五二条、三八条などがあつた。

(17) 自由職会社に関する施行デクレとしては、次のようなものがある。建築士については一九九二年六月六日のデクレ第九二一六一九号、医療補助者については一九九二年六月二九日のデクレ第九二一七四一四号、公認会計士については一九九二年一月二日のデクレ第九二一七三九号、公証人については一九九三年一月一三日のデクレ第九三一七八号、助産婦については一九九二年七月二九日のデクレ第九二一七三九号、獣医については一九九二年八月四日のデクレ第九二一七八八号があり、その他、会計監査役、歯科医師、執行吏（*huissier de justice*）および商事裁判所書記など、全部で一六職種について公布されている。このほか、匿名会社型自由職会社（*sociétés en participation d'exercice libéral*）について、九職種に関するデクレがあるが、本稿ではこれについては触れない。

(18) Y. GUYON, *supra note* (3), n°5.

(19) 一九九九年六月二三日の法律第九九一五一五号三一条は、自由職会社に関する一九九〇年法的一条二項を削除した。同項は、専門職を共同で営むことをこの会社の目的とする旨が定められていた。

(20) 専門職民事会社に関する施行デクレとしては、次のようなものがある。建築士については一九七七年一月二八日のデクレ第七七一四八〇号、弁護士については一九九二年七月二〇日のデクレ第九二一六八〇号、参事院（*Conseil d'Etat*）および破産院（*Cour de cassation*）弁護士については一九七八年三月一五日のデクレ第七八一三八〇号、看護士および看護婦については一九七九年一一

月九日のデクレ第七九—九四九号（一九八四年五月三〇日のデクレ第八四—四〇七号により改正）があり、その他、マッサージ士・運動療法施術者、医者、執行吏、裁判上の管理者および裁判上の清算人（administrateur judiciaire et mandataire judiciaire à la liquidation des entreprises）など、全部で一九職種について公布されている。自由職会社と重複しているものとしては、建築士、公認会計士、動産公売官（commissaire-priseur）、医療分析検査所長（directeur de laboratoire d'analyses de biologie médicale）、農業および不動産鑑定士ならびに森林鑑定士、公証人など一一職種である。

### 三 専門職民事会社の法的性質

#### 1 他の法人との比較

専門的自由業を共同で経営する場合、専門職民事会社以外にも様々な団体を利用することができる。そこで、専門職民事会社の特徴を明らかにするために、他の団体との比較検討を試みたいと思う。

#### (1) 通常型と手段会社型

まず、同じ専門職民事会社ではあるが、通常型のもの手段会社型のを比較する。通常型の専門職民事会社は、団体が強く、その協力態勢は完璧であるときえ言われる<sup>(21)</sup>。各社員は、固有の顧客（依頼人）を持つことなく、それぞれの立場で会社の顧客の開拓に協力し、各社員の専門活動の代償として支払われる報酬は、会社の収入となり、会社自身<sup>(22)</sup>がこれを受領する（六六年法一四一条一項）。すなわち、法律上は会社自身<sup>(21)</sup>がその専門活動を行うものと看做されているのである。これに対して、手段会社型の専門職民事会社は、団体が弱く、協力態勢も限定的である。会社自身が専門職を営業するのではなく、各社員が、会社の提供する手段またはサービスを利用しながら、個人的に専門職を営み報酬を受け取る（同法三六条二項）。したがって、社員は、利益分配請求権を有さず、共通の費用の分担金の支払義務を負う。



## (2) 非営利社団との比較

非営利社団 (association) は、複数人が知識を共有し、共同して行動することを合意して設立されるが、営利目的でないので、利益の分配を絶対に行うことができない (非営利社団契約に関する一九〇一年七月一日の法律一条)。利益の実現およびその分配を目的として設立される専門職民事会社はこの点で異なる。しかし、この非営利社団という用語は、専門的自由業に関して不正確な使われ方がなされている。例えば、一九七一年一月三日の法律第七一一一三〇号七条 (一九九〇年一月三日の法律第九〇—一二五九号により改正) は、弁護士がこの「非営利社団」を設立して共同で職務を営業することを認めている (弁護士提携団体、association d'avocats)。また、六六年法制定以前から、医師たちによる「非営利社団」が多数設立されてきた。しかし、これらの団体の設立契約には、一般的に、出資契約、利益の追求、損失の分担および社団意思 (affectio societatis) を伴うことが多いため、法的には「非営利社団」ではなく、会社 (société) そのものであるとの指摘もなされている。<sup>(23)</sup> さらに、実務界においては「会社」(société) と「非営利社団」(association) の用語を正確に区別することなく使用する傾向にあり、現実にはかなりの混乱が見られる。<sup>(24)</sup> 最後に、専門職民事会社は法人であるが、非営利社団は、地方自治体への届出および官報への公告をしたものは法人格を取得し (届出非営利社団)、これを行わないものには法人格が認められない (無届非営利社団)。

## (3) 利益経済団体との比較

専門職民事会社は、専門的職業を共同で営業し、かつ利益の分配を目的としているため、各社員はその独立性を喪失する。一方、利益経済団体 (groupement d'intérêt économique) は、各構成員 (自然人および法人) の独立性を保障しつつ、構成員の経済的活動の一部を共同で行うことにより、構成員相互の便宜を図ることを目的としている。団体自体の為に利益を実現することができないので、利益分配の余地はない (一九六七年九月二三日のオルドナンス第六

七―八二二号一条)。法人格を取得できる(同オールドナンス三条一項)が、会社でもなく非営利社団でもない。会社より単純であり、非営利社団より実効性がある利益<sup>(25)</sup>経済団体は、利益の分配を行わないという面で手段会社との境界が曖昧<sup>(26)</sup>になっている。

(4) その他の会社形態

専門的自由業を共同で営業するためには、このほか前述した商事会社形態の自由職会社を採用したり、匿名会社(société en participation)を設立することができる。匿名会社は、法人格を有さず、登記されず、公示にも服さず、世間から隠れたままで存在し続けることができ、会社の目的や運営の仕方を自由に決定できる会社形態である(民法典一八七一条一項、二項)。そのため、法人格の属性として認められる固有の資産や本店を有することもなく、訴訟の当事者となることも裁判上の更生または裁判上の清算を援用することもできない<sup>(27)</sup>。永続的な協力態勢または多数の参加者を集合させる団体としては不向きである<sup>(28)</sup>。

また、いくつかの専門的職業については、これら以外の団体も認められている。例えば、会計監査役については、いかなる形態の会社の設立も認められている(商事会社に関する一九六六年七月二四日の法律第六六一五三七号二―八条二項)し、工業所有権鑑定士(conseil en propriété industrielle)についても同様である(一九九〇年一月二六日の法律第九〇―一〇五二号三八条)。

2 専門職民事会社の特性

(1) 法人格の取得

専門職民事会社は、会社に関する共通規定の定める条件を満たせば、法人格を与えられる。すなわち、会社は、商

業・会社登記簿 (registre du commerce et des sociétés) に登録したときに、法人格を取得する (民法典一八四二条一項)。ただ、一般の他の会社形態とは異なり、専門職民事会社については、管轄当局が当該会社の設立に許可を与えた後、あるいは、当該会社がそれぞれの専門職団体の名簿または一覧表に登録された後でなければ、その登記は効力を生じない (六六年法一条三項<sup>(29)</sup>) として、設立登記の効力発生に条件を付している。<sup>(30)</sup>

専門職民事会社は法人であるので、会社自身が各専門職の登録団体の構成員となり、依頼人との関係では、その相手方たる当事者となるため、依頼人から謝礼を受け取るのは会社である (同法一四一条一項)。また、会社は、社員たる従業員の雇用者たる地位を有する。しかし、この会社の法人格は、他の多くの会社形態ほど強固なものではない。例えば、同法は、専門職民事会社はその専門職を営む資格を認められた構成員を介してのみその活動を行うことができる<sup>(31)</sup>と定めており (同法二条三項)、会社の個性および専門職上の責任は、結局、社員の個性および責任に帰することになる。また、社員は会社の債務につき無限連帯責任を負い (同法一五条一項前段)、各社員は自ら行った専門活動について、個人の全財産を引き当てに責任を負い、社員の行為の結果として生じた損害について、会社は社員と連帯して責任を負う (同法一六条一項、二項)。税法の適用については、法人格はないものとして扱われ、会社については課税されることなく、会社の利益は、社員の利益として直接社員に課税される (同法三五条一項<sup>(32)</sup>)。

## (2) 法人格の効果

専門職民事会社が法人格を取得することにより、その結果として様々の法律上の効果が生じる。以下、それらの事項につき専門職民事会社の特性について検討する。

(イ) 商号 専門職民事会社は、法人であるため、構成員とは別個のそれ自身の名称、すなわち商号を有することができるが、他のすべての会社形態に関しては、商号について *dénomination sociale* という語が用いられているの

に、専門職民事会社に関しては、*raison sociale* という語が用いられている（六六年法八条一項）。後者は、会社の債務につき社員が直接に責任を負う会社について用いられ、社員の全員または一部の氏名によって構成されるが、用語自体が時代遅れであり、専門職を営業する会社の商号としては相応しくないとの批判がある。<sup>(33)</sup>

商号の表記方法としては三つの態様が認められている。まず、第一に、すべての社員の氏名、専門的資格および肩書によって構成する（同条一項前半）。この商号は、会社の構成員が安定しているときには不都合はないが、構成員の変動が激しい会社においては社員の入社または退社のたびに定款を変更しなければならず、会社の継続にとって好ましくない。第二に、社員の一人または数人の氏名、資格および肩書により構成され、「およびその他の者」(*et autres*) という文字を付加する方法である（同条項後半）。この方法によると、商号中に氏名を掲げられない社員は一段劣る範疇の社員であるように見えてしまい、あまり民主的とは言えないが、<sup>(34)</sup>変動の多い多数の社員を抱える会社にとっては有益である。第三に、商号中に一人または数人の旧社員の氏名を維持し続ける方法である。この場合は、依頼人が、当該旧社員がまだ会社に所属していると誤認しないように、「元（社員）」(*anciennement*) の文字をその氏名の前に付記しなければならぬ。但し、商号中に氏名を維持された旧社員とともに専門職を営んだ社員が、現在、少なくとも一人は残っていないなければならない（同条三項）。また、法律に明文の規定はないが、旧社員の氏名の維持は、本人の承諾、<sup>(35)</sup>またはその者が死亡している場合は、その相続人の承諾を得なければならぬと解されている。

専門職民事会社でないものは、その商号中に、専門職民事会社を表す文字を用いてはならない（同法二九条一項）。この名称を違法に使用した者、またはこれと紛らわしいすべての表現を用いた者は、一年の懲役および四万フランの罰金、またはそのどちらか一方に処せられる（同条二項）。

(ロ) 本店 専門職民事会社は、本店を有し、定款にこれを記載しなければならない（民法典一八三五条）。本店

は、原則としてその専門職を共同で営業するために社員によって選択された場所におかれるが、会社自身がその職務を行う資格を有する場合には、この職務に任命された場所が会社の本店所在地となる<sup>(36)</sup>。本店所在地は、適用法規を決定し（フランス領土内に本店を有する会社は、すべて、フランス法の適用を受ける、民法典一八三七条一項）、裁判管轄を決定する（新民事訴訟法典四三条）。また、多くの場合、公示をなすべき場所、社員に対する情報開示書類を備え置くべき場所および社員総会が招集される場所となる<sup>(37)</sup>。また、本店所在地は、その会社が所属すべき同業者団体を決定する。専門的自由業については、異なる管轄地の団体に属している者も同一の会社に集合することができ、この場合、本店は、最も多数の社員が帰属している専門職団体の所在地に置かれるものと解するのが合理的であろう<sup>(38)</sup>。

民事目的を有する会社は、本店が賃借不動産に置かれていても、「商事所有権」(propriété commerciale)<sup>(39)</sup>を有することはできない。なぜなら、民事会社の賃貸借は専門的性格を有するものの商的な性格を有するものではないからである<sup>(40)</sup>。これに対して、社員が以前から専門職を営業するために個人的に賃借していた場所に、自らが構成員となる会社の本店を置く場合には、一九四八年九月一日の法律第四八一—一三六〇号によって創設された「使用継続権」(maintien dans les lieux)<sup>(41)</sup>の利益を享受することができる（同法四条）。また、前述のごとく、同法は、賃借権の転貸または譲渡を禁止している（七八条）が、同規定は、専門職民事会社のためになされる賃借権の転貸または譲渡には適用されない（六六年法三三条一項）。さらに、住居用の部屋または建物を営業用の部屋または建物に変更することを禁止する規定（不動産の用途の取締に関する建物および住居法典一六三一—一七条）もまた、専門職民事会社については適用されない（一九八六年一月二三日の法律第八六一—一二九〇号五七条）ため、その本店（事務所）を確保するに有利な扱いとなっている<sup>(42)</sup>。

（ハ）目的 専門職民事会社は、単一の専門職を構成員により共同で営業することを目的とする。その職務は、

民事的性格を有し、かつ知的範疇に属する活動であり、法令により規制される専門的自由業、またはその資格が法令により保障されている専門的自由業だけが六六年法に定めるこの専門職民事会社として活動することが認められている(同法一条)。こうした意味では、この会社の目的は、他の一般の会社形態に比べて非常に限定されているといえる。<sup>(43)</sup>また、この会社は、その性質上、社員の専門職と無関係な営業活動を行うことはできない。さらに、その行為は法人の名において行われるため、法人格を享受する能力に欠缺があった場合には、会社の行為は無効となると解される。また、専門職民事会社については、法が定める目的(ある専門職を共同で営業するという目的)と異なる目的を有する場合には、会社の設立が全体として無効となる。ただ、このような場合でも、第三者の保護など必要な場合には、事実上の会社の存在を認めて、合理的な解決を見いだすべきである。<sup>(44)</sup>以上のように、専門職民事会社は、厳格な目的による制約はあるものの、その専門職の営業に有益な行為および必要な行為、例えば、営業所(事務所など)の賃貸借契約などをなすことはできると解される。

こうした会社の目的に関する特殊な性格ゆえに、専門職民事会社については特異な効果が生じる。まず、この会社の業務執行者の役割は、他の民事会社の業務執行者のそれほど重要ではない。なぜなら、この会社の業務執行者は、その地位にあるからといって専門的行為をなす権限はないからである。その権限は、まさに各社員に帰属する。それゆえ、会社の目的の遂行について、基本的な部分は業務執行者の手から完全に抜け落ちている。業務執行者は、専門的業務につき会社を代表して契約を締結する権限を有しない。その権限は、すべての他の社員と共有しているのである。<sup>(45)</sup>

次に、専門職民事会社における共同経営に関しては、他の専門職グループにおけるより強力な「社団意思」(af-fectio societatis)を各社員に要求している。各社員は、会社内において積極的な役割を果たさなければならず、かつ、協同組合の構成員と同様に、二重の資格を有している。<sup>(46)</sup>すなわち、各社員は、会社の出資者たる社員であると同時に会

社の従業員（スタッフ）である。社員は、この二重の帰属性から生じる義務を併せて負うことになり、ある社員が営業活動に際して専門家としての義務を怠ると、それは同時に社団契約にも抵触したことになる。<sup>(47)</sup>

最後に、専門職民事会社は、その目的ゆえに、その法人格が、社員の個性の後ろに隠れて、見えにくくなるという特徴がある。会社の目的の実行行為である専門的活動は、専門職スタッフである自然人のみこれを行うことができるのであるから、当然のことであろう。社員は、自己の名において、かつ、会社の計算において専門職を行っているのである。そこで、社員の専門活動によって生じた損害については、会社は社員と連帯して責任を負うのである（六六年法一六条二項<sup>(48)</sup>）。

(二) 資産 専門職民事会社は、他の法人が有するのと同様の資産を保有することができるが、この会社にとって特に重要なのは、後任者推薦権 (droit de présentation) または顧客権 (droit de clientèle) と呼ばれる、顧客を利用する権利である。これらの権利は、設立に際して出資の対象とすることができ、その所有権ばかりでなくその用益権のみの出資も可能である。<sup>(49)</sup> この無体財産は、会社の収入源として最も重要である。顧客権は、会社の資産であるため、これを利用する権利を有するのは、会社であって社員ではない。

専門職民事会社は、社員が会社の債務について無限連帯責任を負うために、資本金なしでも設立できるのではないかという主張がなされてきた。<sup>(50)</sup> しかし、こうした主張は容れられることはなく、すべての施行デクレは、定款の記載事項として、資本金の項目を掲げている。但し、最低資本金は定められていない。

### 3 六六年法の適用範囲

ある専門職に関して専門職民事会社を設立できるか否かは、前述の通り、その職業について定める参事院の施行デク

レの存在いかんによる（六六年法一条四項）。そのため、六六年法の適用範囲は、具体的な施行デクレの定められている専門職ということになり、議論の余地はない。しかし、この適用範囲を一般的抽象的に確定することにより、専門職民事会社の特質を明らかにすることができるものと思われる。

まず、第一に、民事的な性格の専門職でなければならない。したがって、薬剤師は商人資格を有するため、六六年法の定める会社を設立することができない。第二に、専門職民事会社は、「その地位が法令により定められている専門的自由業、またはその資格が法令により保障されている専門的自由業」に関する営業を共同して行うことを目的としなければならない（同法一条一項、二項）。このため、六六年法は非常に多様な範疇の専門職に適用可能となる。しかも、法令による規制を受けない専門的自由業を営む者も、一定の条件を満たせば、同法一条に定める者とともに、専門職民事会社を設立することができる（同法二条）。しかし、いわゆる職人については、同法の適用範囲からは除外される。<sup>(51)</sup>自由な専門職とは、原則として知的職業を予定しているからである。

第三に、通常の専門職民事会社は、複合型専門職民事会社と比較して、全構成員に共通の単一の専門職の営業を目的としなければならない。社員の専門職が同一であるか否かは、専ら形式的な基準によって判断される（同一性の判断）。すなわち、各社員が同種の専門職集団（例えば、団体あるいは国家の組織など）へ所属していれば十分である。ところが、その専門性（専門的であるか否か）については、たとえその専門職が法令によって規制されていて、公的にも認定されているとしてもそれだけでは十分ではなく、各社員が同一の集団へ帰属していることが要求される。ただ、同一の集団に属していれば、専門分野が異なっても、この会社の設立が可能になる場合もある。例えば、医者の場合、専門分野の異なる医者が集合して会社を設立することができる（一九七七年六月一四日のデクレ七七―六三六号三条）。これにより、顧客の病状に対応して様々の医療を提供することができるわけである。



(21) Y. GUYON, *supra* note (3), n°8.

(22) 利益の分配を行うことができないという理由から、手段会社は、長い間、その法的性格を巡って議論がなされてきた。すなわち、このような団体を会社と看做すことは困難であったからである。しかし、一九七八年一月四日の法律によって改正された民法典一八三二条によって、この議論は終息する。すなわち、民事会社は、「利益を分配しまたはそこから生じる経済的利益を受ける目的で」設立されると規定されることにより、社員の経済的利益の実現を目的とする手段会社をも、問題なくそこに包含することになったのである。

(23) Y. GUYON, *supra* note (3), n°9.

(24) *l'association* が *société* という語を用いている。例えば、競馬協会 (*Sociétés de courses des chevaux*)、フランス税法協会 (*Société française de droit fiscal*)、フランス公的金融団体 (*Société française de finances publiques*) および各種の学会 (*société savante*) など、実際は、非営利団体 (*association*) である。しかし、*inversement*、*société* は、その名称中に *association* という語を含んではならない。それは、第三者を欺く詐欺的な行為であるとされている (*M. COZIAN et A. VIANDIER, supra* note (7), n°10)。

(25) M. COZIAN et A. VIANDIER, *supra* note (7), n°1641.

(26) Y. GUYON, *supra* note (3), n°12.

(27) M. COZIAN et A. VIANDIER, *supra* note (7), n°1541.

(28) Y. GUYON, *Traité des contrats, Les sociétés, 2<sup>e</sup> éd., 1995*. L. G. D. J., n°27.

(29) 専門職民事会社は、参事院のデクレが定める条件を満たせば、自由にこれを設立することができるが、そのデクレには、設立の許可手続または専門職団体への登録手続、および専門職団体の役割が定められている (六六年法六条一項)。また、裁判所補助吏職および公署官職については、参事院のデクレが定める条件に従って、その職務の許可を受け、またはその職務に任命されなければならない (同条二項)。この許可等は、国璽尚書 (*Garde des Sceaux* 司法大臣のポスト) がこれを付与する (*F. LEFEBVRE, supra* note (3), n°9019)。

(30) 専門職民事会社を含む民事会社については、登記は法人格取得の要件であるが、登記そのものが義務づけられているかという点については、議論のあるところである。商事会社については登記を義務づける明文規定 (商事会社に関する一九六七年三月二三日のデクレ第六七—二三六号一条一項) があり問題は生じない。民事会社についてもこれを当然とする見解が多いが、明文規定を欠くため

- に立法的解決を望む声もある (J. RICHARD, *supra note* (3), n°s 2 et 3)。
- (31) J.-C. GOLDSMITH, *supra note* (3), p. 38.
- (32) 専門職民事会社のことのような法律上の地位を、法人格の「法律上の透明性 (transparence juridique)」と表現されている (Y. GUYON, *supra note* (3), n°13)。<sup>1)</sup> なお、専門職民事会社に関する税制については、一九七一年一月二十九日の通達 (instruction) がある (Rev. soc., 1972. pp. 361 et s.)。
- (33) Y. GUYON, *supra note* (3), n°14. また、この名称は、六六年法を改正する一九七二年一月二三日の法律七二一一一五一号の成立過程における多くの議論の末に、妥協の産物として残されたものである。すなわち、*dénomination sociale* という語は、必ずしも商的な性格を有するものではないが、専門職民事会社の人的性格をより明らかにするために、原則として全社員の名前に、専門職の肩書を付して表されるべきであったとされた (F. TEERÉ, *supra note* (3), *La révision de la loi sur les sociétés civiles professionnelles*, p. 27)。
- (34) Y. GUYON, *supra note* (3), n°15. また、せめて「および数人の社員」(et associés) とすべきであったとも述べられている。
- (35) F. LEFEBVRE, *supra note* (3), n°9020.
- (36) 公証人については、会社自身が公証人職を営業できる場合を「公証人の資格を有する会社」といい(一九六七年一月二日のデクレ第六七—八六八号二条)、会社自身は公証人に任命されず、資格を有する各社員がその職務を営業する場合には「公証人の会社」となり(同デクレ九〇条)、前者の場合がこれに該当し、公証人として任命された場所を本店所在地としなければならない。また、会社自身が裁判所補助吏の職務を行う資格を有する場合には、その職務に任命された場所が本店所在地となる。
- (37) F. LEFEBVRE, *supra note* (3), n°371.
- (38) 会計監査役については、一九六九年八月一二日のデクレ一二八条参照。
- (39) 商人が賃借不動産において営業をしている場合に、賃貸借契約期間が満了したとき、契約更新を受ける権利、または正当事由なしに更新が拒絶されたときには、保証金を受領できる権利(前掲注(5) フランス法律用語辞典より)。
- (40) Y. GUYON, *supra note* (3), n°19.
- (41) 賃貸借契約の満了時に、賃貸人に異議を申し立てられても、賃借人が賃借家屋にとどまることができる権利(前掲注(5) フランス法律用語辞典より)。
- (42) この八六法は、賃借人の設備投資、会社の営業所に関する所有権の取得および不動産供給の促進を助成することを目的とする法律 *le Méhaignerie 法* と呼ばれる (G. LIET-VEAUX, *La loi Méhaignerie et le changement d'affectation des locaux*, J. C. P. 1987. 1. 3307に詳し)。

(43) 複合型専門職民事会社については、その目的は少し広がり、種類の異なる複数の専門的自由業を共同で営業すること、あるいは各  
自の営業活動を円滑にするために必要な手段（設備またはサービス）を集中して利用することを目的とすることができる（六六年法  
二条）。

(44) Y. GUYON, *supra note* (3), n°23.

(45) Y. GUYON, *supra note* (3), n°105.

(46) 協同組合の組合員は、一方で出資者（企業家）であり、他方、組合が供給するサービスの利用者または製品の消費者であるという  
二重の資格を有する（M. COZIAN et A. VIANDIER, *supra note* (7), n°1 1588）。

(47) Y. GUYON, *supra note* (3), n°24.

(48) その責任に対応するため、会社または社員は、各専門職ごとに参事院のデクレが定める条件に従って専門職民事責任保険契約を締  
結しなければならない（同条三項）。

(49) F. LEFEBVRE, *supra note* (3), n°9015.

(50) J-C. GOLDSMITH, *supra note* (3), p. 39.

(51) Y. GUYON, *supra note* (3), n°30.

## 四 結 語

わが国においては、弁護士、公認会計士または医師などは、たとえ主観的には収益を上げることが目的としても、  
その専門性や知識を要する特徴に鑑みて、一般的にその営利性は否定されている。<sup>(52)</sup>ましてや、公証人、裁判所書記官ま  
たは執行吏などが営利活動を行うという認識はわが国には馴染まないかもしれない。しかし、少なくとも弁護士や医師  
などは、収益を上げることが目的としていることは紛れもない事実であり、これらの者が法人格をもった社団の下に結  
集し、大規模な協力態勢をもって、人的・物的設備を効率よく利用してその業務を運営できれば、それは好ましい状況  
ではなからうか。現在、公認会計士については監査法人の制度が定められている。<sup>(53)</sup>特に、弁護士については、その職務

の複雑化、多様化および国際化に伴う対応が迫られており、個人による活動では限界がある。共同事業形態による運営も実際に行われているが十分とは思えない。法人設立のための制度の速やかな整備が望まれるところであり、その際には、フランスにおける専門職民事会社の制度は大いに参考になるものと思われる。

(52) 近藤光男『商法総則・商行為法』(第三版)有斐閣(一九九九)、二〇頁。金子勲『商法総則・商行為法要設』加藤勝郎・大澤功編、

青林書院(一九八九)四八頁。早川徹『商法総則・商行為法』森淳二朗・藤田勝利編、有斐閣(一九九六)二四頁。

(53) その設立には大蔵大臣の認可を要し(公認会計士法三四条の八)、社員は五名以上いなければならず(同法三四条の四・二号)、その全員が公認会計士の資格を有していなければならない(同条一号)。

(二〇〇〇年一月三日)